

第8章 そ の 他

1 医療法人に対する指導監督

(1) 報告・検査

医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反している疑いがある場合や、その運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる場合は、医療法人に対し、報告を求めることや、医療法人の事務所に立入り、検査をすることがあります。…………… 法第63条

(2) 法令等の違反に対する措置

東京都知事は、医療法人の業務や会計が、法令、法令に基づく東京都知事の処分、定款（寄附行為）に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることがあります。また、医療法人がこの命令に従わない場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることや、役員解任を勧告することがあります。…………… 法第64条

(3) 設立認可の取消し

医療法人が、成立した後又はすべての診療所等を休止若しくは廃止した後、正当な理由なく1年以内に診療所等を開設しないとき又は再開しないときは、設立認可を取り消すことがあります。…………… 法第65条

また、医療法人が法令に違反し、又は法令に基づく知事の命令に違反した場合、他の方法により監督の目的を達することができないときは、設立の認可を取り消すことがあります。…………… 法第66条

(4) 罰 則

医療法人の医療法違反に関しては、法第77条から第94条までの規定に基づく罰則の適用があります。

2 様々な医療法人

(1) 特定医療法人

租税特別措置法第67条の2の規定により、国税庁長官の承認を得て法人税の軽減税率が適用される医療法人を、特定医療法人といいます。

(2) 社会医療法人

法第42条の2第1項各号の要件を満たし、都道府県知事の認定を受けた医療法人を、社会医療法人といいます。社会医療法人は、開設する病院等の業務に支障がない限り、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができます。

…… 法第42条の2第1項

ただし、収益業務に関する会計は、医業に関する会計と区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

…… 法第42条の2第3項

また、社会医療法人は、法第54条の2から第54条の8までの規定に基づき、社会医療法人債の発行による資金調達を行うことができます。

(3) 出資額限度法人

持分の定めのある医療法人であって、定款に、社員の退社時における出資持分返還請求権や医療法人の解散時における残余財産分配請求権が医療法人の財産に及ぶ範囲について、払込済出資額を限度とすることを明らかにしている医療法人を、出資額限度法人といいます。

(4) 経過措置型医療法人

平成19年3月31日以前に設立した医療法人又はそれ以前に設立認可申請をし、平成19年4月1日以後に設立した医療法人で、持分の定めのある医療法人（出資額限度法人を含む。）を代表とする、残余財産の帰属先に制限を設ける必要のない医療法人を、経過措置型医療法人といいます。

経過措置型医療法人が持分の定めのない医療法人への移行の定款変更認可を受けた場合には、経過措置型医療法人に戻ることができません。

(5) 地域医療連携推進法人

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人で、都道府県知事の認定（医療連携推進認定）を受けたものを、地域医療連携推進法人といいます。